

令和3年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和3年12月24日（金曜日）
- 2 開催時間 午後1時33分開会 午後1時52分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室
- 4 出席委員 17名
1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子 3番・柿木 和恵 4番・佐藤 慎二
5番・秦 真一 6番・外川 守 7番・湯浅 光二 8番・高倉 伸淳
9番・松木 一幸 10番・宮嶋 睦子 12番・鷺尾 勲 13番・浅沼 博実
14番・只石 博幸 15番・一宮 敏昭 16番・清水 利秋 18番・山田 孝
19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 11番・平 克洋 17番・石尾 卓也
- 6 事務局職員 小浜事務局次長 北田主査 稲場主査
長根主査 須賀主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 1番・北原 浩美 2番・鹿野 直子
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査の実施について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） ただいまから、令和3年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
御報告申し上げます。
- 本日の部会に、11番平委員、17番石尾委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 1番北原委員、2番鹿野委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし5ページでございます。
- 御審議いただきますのは所有権移転が4件、使用貸借権の設定が3件の合計7件で、地区の内訳は所有権移転が永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区2件、使用貸借権の設定が東鷹栖地区2件、西神楽地区1件となっております。
- 内容でございますが、番号1番は譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与、番号2番ないし4番は譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号5番ないし7番は、所有する農地を後継者へ使用貸借し経営を移譲する案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページないし7ページの農地法第3条調査書

のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の7ページを御覧ください。

本件の転用目的は、農用地区域内農地において、砂利採取のための一時転用をするものであります。

続いて、議案補足資料9ページの位置図を御覧ください。

申請地はJR北永山駅から南東へ約1.4kmに位置します。

次に、資料10ページの場内見取図を御覧ください。

申請地には砂利採取場として、表土堆積場や沈殿池が設置される計画です。

審査の内容につきましては、資料11ページの総括表に簡潔にまとめてあります。

詳しくは、資料13ページ及び14ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページないし26ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が7件、利用権設定の内、賃貸借は32件、使用貸借は2件でございます。

地区別の内訳でございますが、所有権移転が永山地区1件、東旭川地区6件となっております。利用権設定の内、賃貸借は東鷹栖地区9件、江神地区2件、西神楽地区8件、東旭川地区13件、使用貸借は、東旭川地区2件となっております。

集積面積は、所有権移転が9.5ha、利用権設定の内、賃貸借は75.2ha、使用貸借は1.3ha、合計86.0haとなっており、いずれの案件につきましても、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしているものと判断されることから、議案の内容に基づき、農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載される面積ですが、所有権移転や利用権設定においては、御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後報告があります、農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しておりますので、登記面積の修正や内地番の見直しなどにより、面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

所有権移転の番号1番につきましては、秦委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（秦 真一） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（長根主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。議案の9ページを御覧ください。

所有権移転の番号1番につきましては、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

なお、本件では用悪水路をあっせん対象としておりますが、事前にあっせん委員と事務局職員で現地調査を行った結果、いずれも隣接する田または畑と一体となって農業用施設の用に供される土地と認められたことから、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第3号により、利用権設定等促進事業の対象となる「農用地等」といたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） なしということですので、所有権移転番号1番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○委員（秦 真一） (着席)

○議長（山田 孝） 秦委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主 査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
所有権移転の番号2番ないし4番は、農地保有合理化事業による北海道農業公社への売り渡し、番号5番ないし7番は、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

利用権設定の内、賃貸借32件は、期間満了による再設定が13件、借主変更が12件、農地保有合理化事業による貸付が1件、稼働力不足などを理由とした新規案件が6件、使用貸借2件は、期間満了による再設定が1件、後継者への経営移譲による使用貸借権の設定が1件でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号2番ないし7番、利用権設定の内、賃貸借の番号1番ないし32番、使用貸借の番号1番及び2番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長（山田 孝） ありませんということですので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きますして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。
議案の該当ページは27ページ及び28ページでございます。
東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、江神地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件、合計で6件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり証明することを決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きますして、日程第5議案第5号「農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査の実施について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。
日程第5議案第5号「農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査の実施について」を御説明いたします。議案の該当ページは29ページ及び30ページでございます。
農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、農地法第32条第1項第1号もしくは第2号の遊休農地に該当する場合、利用意向調査の実施が必要となります。
本年8月に各地区協議会において実施した農地利用状況調査の中で、第2号の遊休農地と判断した農地がありますので、利用意向調査を実施したいと考えております。
御審議いただく土地は江神地区2件、東旭川地区3件の計5件で、合計面積は約8.6haとなっております。

先月も利用意向調査の実施に関する審議を行いました。これらの土地はダム受益地であり、関係部局との協議に時間を要したため、この度改めて御審議いただくものであります。

なお、表の中ほどにあります、第32条第1項の第1号、または第2号に該当するかの記載ですが、第1号の遊休農地とは、『農地に対して現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地』のことを、第2号の遊休農地とは、『その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地』のことを示しております。

今後の事務の流れにつきましては、利用意向調査を行い、所有者から回答を得た場合は、その回答内容に基づき、農地の利用関係の調整を図ることになります。以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、利用意向調査を実施することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明します。

○事務局（須賀主任） 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは31ページないし34ページでございます。

本件につきましては合計6件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で2件、永山地区で2件、江神地区で1件、東旭川地区で1件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、報告第1号を終わります。

○議長(山田 孝) 次に日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので御報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。
日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。
議案の該当ページは35ページないし43ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で3件、永山地区で2件、西神楽地区で6件、東旭川地区で9件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長(山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(山田 孝) それでは、報告第2号を終わります。

○議長(山田 孝) 次に日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします

○事務局(長根主査) 事務局。
日程第8報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の45ページを御覧ください。
本件につきましては、東鷹栖地区で3件、永山地区で1件、東旭川地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件、審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和3年度旭川市農業委員会第9回定例農地部会を閉会いたします。